

30 家族に対するガンの告知

報告者：○○ ○○

最高裁平成 14 年 9 月 24 日
事件番号（平成 10 年（オ）第 1046 号：損害賠償請求事件）

I 事実の概要

亡内田義隆が被告の運営する秋田県成人病医療センター（被告病院）に通院して診療を受けていたが、癌の肺移転・肺炎で死亡したことから、被告病院に亡義隆の癌の発見が遅れたこと・適切な治療を怠ったこと・亡義隆あるいは同人の家族である原告らに対して病名の説明を怠ったことについて、診療契約上の債務不履行又は不法行為があり、原告らは精神的苦痛を受けたとして、原告らが被告に対し損害賠償を請求している事案。

【 第一審 】

原告らの請求をいずれも棄却する。
訴訟費用は原告らの負担とする。

【 争点 】

- ①被告病院は、亡義隆の診療経過に照らし、また適切な検査を実施することにより、癌を発見すべきであったか。
- ②被告病院の癌発見後の治療は適切であったか。
- ③被告病院が癌発見後、亡義隆及び原告らに対し病名を説明しなかったことが被告の債務不履行ないし不法行為となるのか？

昭和 60 年 11 月	～	心臓病などにより被告病院の外来で診察
平成 2 年夏ごろ	～	胸痛を訴えた
平成 2 年 10 月 26 日	～	胸部 x 線撮影 → 両肺に陰影発見
同日から平成 3 年 3 月まで	～	被告病院通院（肺の腫瘍について説明×）

・亡義隆の癌は腎臓癌でありこの癌は特有な症状とされる血尿、腎部痛及び腹部腫瘍の症状が発見される頻度は高くなく、長期にわたって無症状に経過する例が多い。
症状発見時には腫瘍がかなり進行増大している場合が多い。
→平成 2 年 11 月以前に亡義隆が癌であることを発見するには困難。癌を発見できなかったことについて被告病院に債務不履行責任 ないし不法行為責任は認められない。

・胸の痛みを訴え被告病院受診の際に胸の痛みも訴えたが、担当医師は「なんでもない」といい、湿布薬・飲み薬を渡した。激痛を訴える回数も増えたが異常なしとの回答。適切な治療もしていない。
→被告病院は亡義隆の訴えから早く検査を行い癌を発見すべきだった。

- ①受診の際、いつも一人で来ていたこと。
- ②原告ら家族から検査結果等について問い合わせもないこと。
- ③胸部の痛みについて癌であるかどうか検査する必要があると説明していたこと。
- ④入院して検査を受けるように勧めていたが断っていたこと。

- ⑤病院から家族に連絡するにしても本人にはわからないように配慮して行う必要もあること。
⑥家族に病状を説明した方が良くと考えカルテ記載電話番号に電話したが連絡が繋がらなかった。

以上のことから、診療契約上の債務不履行あるいは不法行為に当たらないと判断する

【 第二審 】

一部認容・一部棄却

(妻：60万／内田健夫・木元有美子・内藤徹：各自20万)

【 争点 】

〈 患者の家族への説明義務違反 〉

患者本人への癌告知が困難な場合であっても、医師には患者の家族等に癌告知を行うべき義務がある。医師に患者本人への告知義務がなかったとしても、少なくとも控訴人らに対して癌告知を困難とする事情がないから、告知すべき義務があったというべきである。説明義務違反があったのは明らかである。

〈 亡義隆及び控訴人らの損害について 〉

医師から病名を告知されないことにより、数ヶ月間適切な治療及び生活を決定できる状態を奪われた。この間、亡義隆は胸部の痛みを訴えながらその原因を適切に説明してくれなかった被控訴人病院の措置に不満を漏らしていた。また、控訴人らもこの間、亡義隆に対してそれぞれ肉親として接する貴重な日々を送れたはずなのに、その機会を失った。たとえ病状回復にその効果がなかったとしても亡義隆に対し精一杯の看病と治療を与える機会を失った。それが控訴人らに大きな後悔と精神的衝撃を与えた。

・妻（内田ミエ）に告知が必要と判断し自宅に連絡したが不在で通じなかったと述べていたが、これを裏付ける客観的証拠がない。仮にこれが事実であっても結局、一回だけ電話を試みたが通じなかったとしてその後の連絡は断念して全く試みていないことはおかしい。

・亡義隆が妻と二人暮らしであることの他にも子供たちについても多少は聞いていたと述べたが、それらの情報は全くカルテ等に記載されていなかった。そして医師自身も具体的に述べることができなかった。家族関係の詳細についての情報収集を怠った。

・亡義隆に対し、入院して内視鏡検査を受けるように勧めると共に、次回の診察では家族を同行するように指示したと述べているが、カルテ等に記載されていなかった。

以上のことから、医師は家族に癌告知をすべきか否かを判断するにあたって必要とされる家族についての情報収集や家族との連絡を怠ったこと、そもそも家族への癌告知を真剣に検討していたかも疑問である。その結果漫然と癌告知しなかったに過ぎない。患者家族に対する癌告知の適否を検討する義務を尽くしていなかった。

Ⅱ 判旨

【 第三審 】

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

本件診療契約に基づく診療が行われていた平成2年3年時における医療水準に照らして判断すべき。

〈 がん末期医療に関するケアのマニュアル 〉

- 第一 : 告知の目的がはっきりしていること。
- 第二 : 患者・家族に受容能力があるか。
- 第三 : 医師及びその他の医療従事者と患者・家族との関係が良いこと。
- 第四 : 告知後の患者の精神的ケア・支援ができること。

- 1: 患者が病名を知りたいという強い希望のある場合
 - ・告知しないと仕事や財産、家族のことで問題が生じる場合
 - ・治療を行う上で告げることが必要な場合
- 必要性が高い場合には告知を行う強い要因となる。
- 2: 不利な状態でもそのことを冷静に受け止め、処理できる理性的な性格や自分の運命を素直に受容できる性格の場合は告知を受け入れやすい。
- 3: 告げる際には、医師及びその他の医療従事者と患者・家族との間に信頼関係があることが必要。
- 4: 医療従事者及び家族が告知後の患者の精神的な動揺を支え、患者の悩みや相談に対応できること。無責任に告げることは、告げないことよりさらに悪い結果を招くかもしれない。

ただし、[法廷意見は、4人の最高裁判官のうち、3（多数意見）：1（反対意見）であり、反対意見は、下記の通りである。](#)

原審はこの点に関する検討が不十分であるため、平成2、3年の末期がんの告知に関する医療水準を明らかにし、これに照らして、末期がんの告知につき、診療契約上、医療機関側がどのような責任を負うのか、あるいは医療機関側がどのような注意義務が課せられるのか明らかにする。[原判決を破棄し、上記の点を明らかにした上、上告人に診療契約に基づく債務不履行があるかどうか、また注意義務に違反する点があるかどうかを審理判断させるため、本件を原審に差し戻す、という反対意見であった。](#)

Ⅲ 学説・実務

【 末期のガンの場合 】

患者本人の希望・その人格・家族環境・医師と患者の信頼関係・医療機関の人的・物的設備等を考慮して、慎重に判断すべき。

【 患者本人に告知すべきでないと判断した場合 】

患者の家族に対する告知の適否について速やかに検討すべき義務があり、
そのためには、患者の家族に関する情報を収集し、必要であれば患者の家族と直接接触するなどして、その適否を判断する義務がある。

ガンの告知では、告知を受けた患者に対する肉体的・精神的影響を考慮して告知しなかったからといって説明義務違反とはならない場合もありえるが、告知する以上は治療に対する患者の自己決定権の見地から十分説明する必要がある。またどのような治療を受けるかは患者本人が決める。
医師が患者に対し治療法等の説明をしなければならぬとされているのも、治療法の選択をする前提として患者が自己の病状等を理解する必要があるため。
医師が患者本人に対する説明義務を果たしその結果、患者が治療法を選択したのであれば医師はその選択を尊重すべきでかつその治療を行えば医師としての法的義務を果たしたといえる。

病名等の告知は第一次的にはあくまでも患者本人に対してされるもの。
ただ、患者本人に告知するのが適当でない場合、第二次的に家族等に告知する。

がんの告知に関して「告げるか・告げないか」ではなく、「如何に真実を伝え、その後どのように患

者に対し援助していくか」（平成8年・がん告知マニュアル）

IV 私見

ガンの告知は第一次的に患者本人となっていますが、個人的には家族に先に告知した方がいいのではないかと思います。やっぱりいきなり患者本人に伝えるより一旦家族を挟んだ方がいいと思いました。なぜならもし患者本人に伝えると人によっては「家族には伝えないでほしい」などと言う患者もいるかもしれません。そうなるとも患者が亡くなった時「なぜ伝えてくれなかったのか」などといういろいろと問題が出てくるかもしれません。もしかしたら本当にそう言ったのか疑う患者の家族も出てくるかもしれません。（遺言書や手紙などが無い場合）それを避けるためにも家族に先に伝えるべきではないかと思います。がんの告知をされずに家族を失う辛さはとてつもないものだと思います。まだ先にガンだと告知されていた方が残り少ない時間でも充実して過ごせます。だが今回の事例のように「患者は一人で診察に来ていた・家族に連絡したが繋がらなかった」このようなことはあると思います。特に「連絡したが繋がらなかった」点が問題が起きやすい部分ではないかと思います。「連絡したが繋がらなかった」点は客観的証拠がないため証明することができないし「何故繋がるまで連絡しなかったのか」と言われてしまうと思います。もし何度連絡しても繋がらない場合はどうしたら良いのかの対処法を「がん告知マニュアル」に追加するべきではないかと思いました。ガンの種類によっても早期発見できるものもあれば発見が難しく発見したとしても進行しているガンもあるためガンの種類やステージによって対応を変えるのもありだと思いました。末期のガンだった場合はまず余命が確信するため、その余命を少しでも伸ばせるのか、もし伸ばせるのであれば患者に合った治療法は存在するのかなどを考え、もし何故患者に合う治療法がないのであれば家族が納得し理解するように説明をする必要があるかと思いました。ただ「ガンですよ。」と伝えるのではなく上記のようなことも伝えなければならぬと思いました。ガンのレベルがステージ1で治療したらガンが治る場合はそれを発見した時点で本人に伝え、直ぐに治療をするように伝えることが大事だと思います。

末期ガンとは違い治る可能性が高いのでその場で直接本人に言う、治療をするように伝えるだけでなく治療をしたら完全に完治するのかそれともまた発症してしまうのかもしっかり伝えなければならぬと思いました。そして個人的に重要なのが「家族本人が患者にガンだと説明するかどうか」です。私だったら家族から自分がガンだと聞き今後どうするかしっかり話し合いたいです。やっぱりガンに限らずどんな病気もそうですが家族と話し合うことが大事だと思います。医師は患者と家族の意見を尊重しなければならぬと思いました。自分の人生は自分で決めたいと思うのでしっかり家族との話し合いを大事にし患者本人がどうしたいのかをしっかりと聞くことが大事だと感じました。そして医師はしっかりカルテに記載することが重要だと思います。今回の事例ではカルテに記載がなかった点がとても多かったため医師はどんな些細なことであっても細かくカルテに記載してほしいと思いました。

人の生命関わることなのでただ説明すればいいでは済まないと思います。しっかり患者・家族と向き合い、患者・家族の意見を尊重してしっかりと最後まで見守ることが医師の役目ではないのかと思いました。

参考文献：

- ・データベース、D1-Law.com（第一法規）。
- ・甲斐克則・手嶋豊（編）『医事法判例百選・第2版』（有斐閣、2014）66～67頁。